

上越教育大学と新潟経営大学との連携・協力に関する協定書

上越教育大学（以下「甲」という。）と新潟経営大学（以下「乙」という。）は、それぞれの理念や特色を活かした連携・協力に關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が行う教員養成、教育、研究等における人的・物的資源の相互活用その他連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、我が国及び地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 教員養成の高度化に関するここと。
- (2) 共同研究その他教育・研究に関するここと。
- (3) 学生・教職員の交流に関するここと。
- (4) 施設・設備の相互利用に関するここと。
- (5) その他連携・協力に関する必要な事項

（連携推進協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項を積極的かつ円滑に実施するため、必要に応じて連携推進協議会を開催するものとする。

（協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2020年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の日の6月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自が1通を保有するものとする。

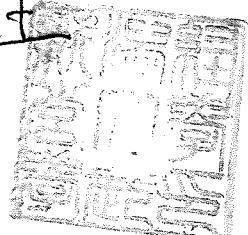
2018年10月16日

上越教育大学長

川崎直哉

新潟経営大学長

七尾峰生



上越教育大学と新潟経営大学における上越教育大学大学院学校教育研究科
への学生受入れ及び学生支援に関する覚書

上越教育大学（以下「甲」という。）と新潟経営大学（以下「乙」という。）との間で締結された「上越教育大学と新潟経営大学との連携・協力に関する協定書」（2018年10月16日。以下「協定書」という。）第2条第1号に基づき、乙に所属する学生で教職への意欲と適性を有すると認められる者に対して、甲の大学院学校教育研究科での学修の機会を提供することに関して、以下のとおり覚書を締結する。

第1 乙は、甲との友好的な協力関係の下に確かな実践力を備え、我が国の教育を担う中核的・指導的な教員を養成するため、甲の大学院学校教育研究科進学への強い熱意を有し、かつ、学業成績及び人物ともに優れる学生に対し、甲が定める「機関長推薦書」を学長名により作成するものとする。

第2 乙が「機関長推薦書」を作成する学生の員数は、年度ごとに修士課程、専門職学位課程それぞれ若干人までとし、甲は、この範囲内で入学を認めるものとする。

第3 出願手続及び入試方法は、当該年度の「上越教育大学大学院学校教育研究科学生募集要項」によるものとし、筆記試験の免除及び入学料の半額を免除する。

第4 合格者が甲の設置する学生宿舎への入居を希望する場合には、優先的に入居を認めるものとする。

第5 本覚書に定める事項について疑義が生じた場合又は本覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第6 本覚書の有効期間は、協定書第5条の定めるところによる。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自が1通を保有するものとする。

2018年10月16日

上越教育大学長

川崎直哉

新潟経営大学長

塙峰生

